

○財務省告示第二百八十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年十月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二年）（第三百九十三回）

二 発行の根拠  
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項及び第六十二条第一項  
三 振替法の適用  
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法  
の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。  
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

五 募入決定の方法  
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募額を順次割り当てる。

イ 価格競争入札発行  
各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募額を順次割り当てる。

ロ 国債市場  
各国債市場特別参加者ごとの応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募額を順次割り当てる。





十九

弘 者

込 期  
日

平成  
三十  
年十  
月一  
日